質問及び回答

業務名：札幌市消費者センター電話設備借受

回答日	質　　問	回　　答
令和８年10月19日	仕様書の項番9その他(1)について「札幌市と借受期間満了後における借受物品の処分について必ず協議するものとする。」とありますが、協議内容は物品の引き上げまたは契約延長についての協議でしょうか。また、引き上げる場合の費用負担は受注者の負担でしょうか。	協議内容は、引き上げまたは契約延長についての協議になります。また、引き上げる場合の費用負担は、「札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用ガイドライン」に基づき札幌市が負担します。